

鳥取市第三者承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市第三者承継支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中小企業者及び個人事業主（以下「中小企業等」という。）の第三者承継について支援を行うことにより、鳥取市内の事業所の事業及び雇用の継続に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「第三者承継」とは、経営者の配偶者及び3親等以内の親族又は自社の役員及び従業員以外の第三者へ事業を承継することをいう。
- (2) 「専門機関等」とは、中小企業庁が実施するM&A支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者をいう。
- (3) 「中小企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する法人をいう。
- (4) 「市税等」とは、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。
- (5) 「専門機関契約」とは、自社の事業に係る第三者承継先を探す目的で支援を受けるために、専門機関等と締結する契約をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鳥取市内に事業所を置く中小企業等であること。
- (2) 株式譲渡、事業譲渡等により、有機的・一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）が第三者により事業継続されることが見込まれる中小企業等であること（店舗や設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は対象外）。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げるものとする。ただし、本補助金及び鳥取市事業承継推進補助金以外の補助金（これに相当する給付金を含む。）の交付を受ける事業を除く。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の交付)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、同表第4欄に掲げる額を上限として予算の範囲内で交付する。

(事業実施計画書の提出)

第8条 事業者は、事業を実施しようとするときは、専門機関契約の締結から30日を経過する日までに事業実施計画承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業実施計画の承認等)

第9条 市長は、前条の規定による事業実施計画承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、計画を承認したときは、事業実施計画承認通知書(様式第2号。以下「実施計画承認通知書」という。)により、事業者に通知するものとする。

(交付申請等)

第10条 前条の規定により通知を受け、本補助金の交付を受けようとする事業者は、最終契約の締結から30日以内に規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条各号に掲げる書類は次に掲げる書類とする。

- (1)事業計画書（様式第3号）
- (2)収支予算書（様式第4号）
- (3)市税等納付状況確認同意書（様式第5号）
- (4)最終契約書の写し
- (5)専門機関等に係る契約書の写し
- (6)実施計画承認通知書の写し

(承認を要しない変更)

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第12条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1号、第2号及び第3号に規定する書類は次に掲げるものとする。

- (1)事業報告書（様式第6号）
- (2)収支決算書（様式第7号）
- (3)補助対象経費の支払に係る証憑書類等の写し
- (4)その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象経費の支払いを完了した日から起算して30日以内かつ補助金の交付決定があった日の属する年度と同一の年度内に行わなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
自社の事業に係る第三者承継先を探すために専門機関等からの支援を受けるための契約を締結する事業	専門機関への委託費用・仲介手数料・アドバイザリー費用のうち、成功報酬	1 / 5	100万円
【備考】			
※1 補助対象経費においては、消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとする。			